

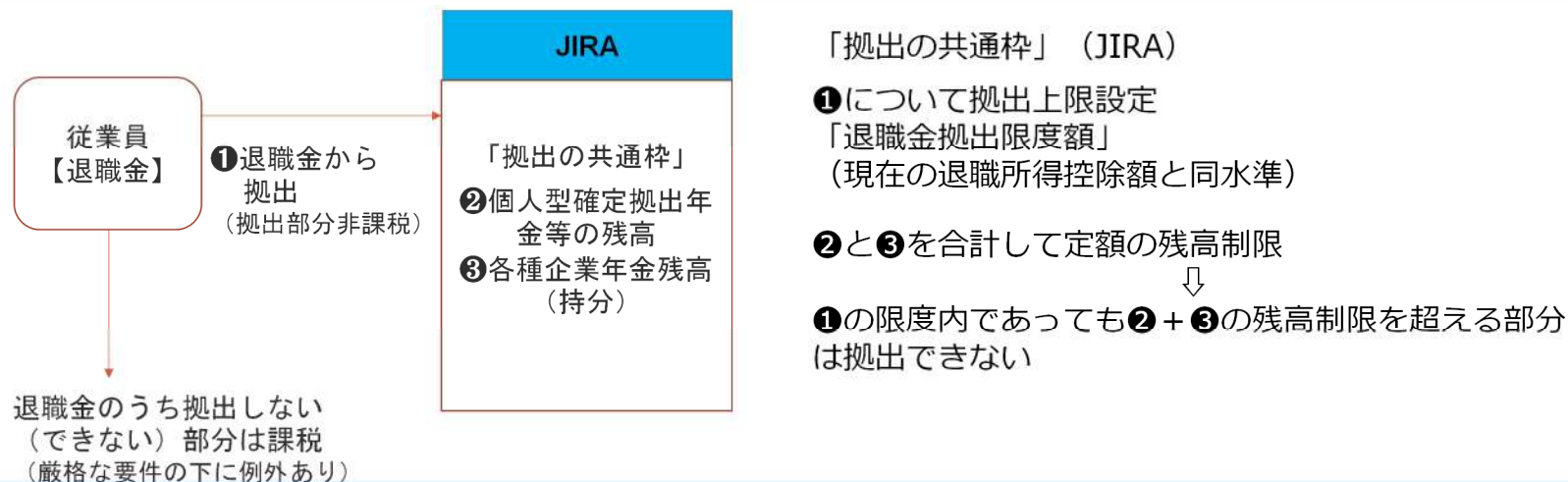
# 有識者プレゼン：「老後に係る税制の諸課題～日本版個人退職年金勘定（JIRA）の構想～」③

## 道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

### 2. 給付段階

- 課税は、企業年金等も公的年金等として合計する現行の扱いを維持
  - ・ 確定給付・確定拠出年金等は公的年金を補完する制度
  - ・ 高齢期（特に引退後）の生活の糧として、区別の必要性に乏しい
  - ・ 年金支給時の課税の適正化については、別途検討が必要
- 「年金課税」に統合されない「退職所得」の扱いが重要
- 退職所得課税を「拠出の共通枠」である「日本版個人退職年金勘定（JIRA）」に取り込むことによる解決
  - ・ 通常の拠出限度額とは別枠で、「退職金拠出限度額」を設ける
  - ・ この「退職金拠出限度額」の水準を、現在の定年退職の際の退職所得控除額と同程度の水準とする
  - ・ 年金拠出限度額を超える退職金と、限度額内でも拠出されなかった退職金は受給時に課税

### ○ 退職時



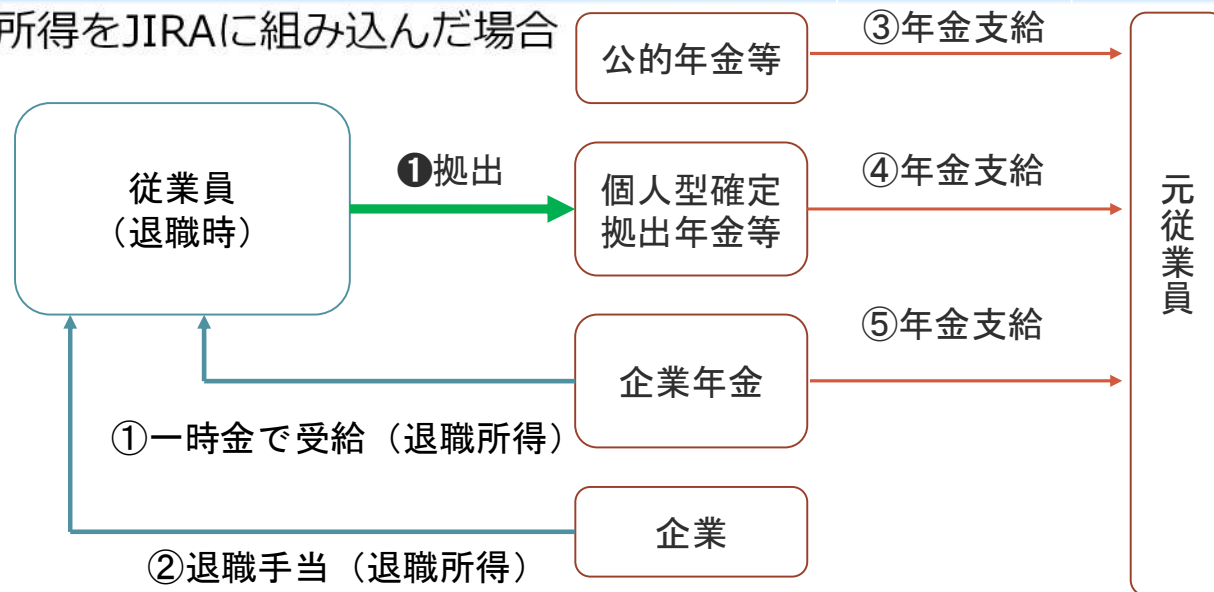
※ 政府税制調査会（2020年10月22日）における慶應義塾大学・佐藤英明教授の提出資料を主税局において抜粋、編集したもの。

# 有識者プレゼン：「老後に係る税制の諸課題～日本版個人退職年金勘定（JIRA）の構想～」④

## 道程～拠出と給付の統合（日本版個人退職年金勘定：JIRA）

### 2. 給付段階

○退職所得をJIRAに組み込んだ場合



- ①、②についても、①拠出された部分は、退職金等受給時に非課税。
- ①拠出を原資とする部分を含め、③+④+⑤が元従業員の年金の収入となる。

### 結論

○ 高齢期における収入に関する課税が、現役時代における働き方や老後への備え方の違い、高齢世帯における収入のあり方の違いなどに左右されない、中立的な税制の構築が必要。それに向けての動きとしては、

- 当面、企業年金・個人型確定拠出年金等を通じた共通の拠出限度枠と受給時年金課税の制度の整備（退職金からの拠出に関する制度の整備も必要）
- 将来的に1号、3号被保険者も含めた制度とする

⇒「日本版個人退職年金勘定（JIRA）」制度へ

## 我が国の支払調書等の種類

### 所得課税に関するもの

- I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの（注）
- 1 利子等の支払調書
  - 2 国外公社債等の利子等の支払調書
  - 3 配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書
  - 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
  - 5 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書
  - 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
  - 7 配当等とみなす金額に関する支払調書
  - 8 名義人受領の利子所得の調書
  - 9 名義人受領の配当所得の調書
  - 10 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書
- II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの
- 11 不動産等の譲受けの対価の支払調書
  - 12 株式等の譲渡の対価等の支払調書
  - 13 交付金銭等の支払調書
  - 14 信託受益権の譲渡の対価の支払調書
  - 15 先物取引に関する支払調書
  - 16 金地金等の譲渡の対価の支払調書
  - 17 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
  - 18 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
  - 19 新株予約権の行使に関する調書
  - 20 特定新株予約権の付与に関する調書
  - 21 特定株式等の異動状況に関する調書
  - 22 株式無償割当てに関する調書
  - 23 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書
  - 24 特定口座年間取引報告書
  - 25 非課税口座年間取引報告書
  - 26 未成年者口座年間取引報告書
- III 給付補填金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの
- 27 定期積金の給付補填金等の支払調書（注）
  - 28 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
  - 29 生命保険契約等の一時金の支払調書
  - 30 生命保険契約等の年金の支払調書
  - 31 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
  - 32 損害保険契約等の年金の支払調書

- IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの
- 33 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
  - 34 保険等代理報酬の支払調書
  - 35 不動産の使用料等の支払調書
  - 36 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
  - 37 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
  - 38 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
  - 39 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）
- V 非居住者等に関するもの
- 40 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
  - 41 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
  - 42 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
  - 43 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
  - 44 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
  - 45 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
  - 46 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
  - 47 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書
- VI その他
- 48 信託の計算書
  - 49 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書
  - 50 上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書
  - 51 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書

### 資産課税に関するもの

- 52 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 53 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 54 退職手当金等受給者別支払調書
- 55 保険契約者等の異動に関する調書
- 56 信託に関する受益者別（委託者別）調書
- 57 教育資金管理契約の終了に関する調書
- 58 結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書

### その他

- 59 国外送金等調書
- 60 国外証券移管等調書
- 61 国外財産調書
- 62 財産債務調書

（注）個人が支払を受ける利子等・配当等で源泉分離課税の対象となるものは、調書の提出は不要。